

岐阜県公報

第二千四百五十六号
平成二十五年六月二十五日

(火曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 四二三

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 四三三

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四二五

政治団体の異動事項の公表

(同) 四二五

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四二六

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 四二六

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 四二七

個人演説会等を開催することができる施設の指定

(同) 四二七

個人演説会等を開催することができない施設の指定取消し

(同) 四二七

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し

(同) 四二七

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(同) 四二八

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四二八

落札者等に関する公示

(人づくり文化課) 四二八

土地改良事業の工事の完了

(農地整備課) 四二九

公共測量の実施

(用地課) 四二九

告示

岐阜県告示第三百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年六月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 | 備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか) |
|-------|-------|---|----------|-----------|-----------------------|
| 県道 | 福白岡川線 | 加茂郡白川町黒川字野尻二〇番三地先から 同郡同町同字藤野三〇番八地先まで | 一五〇〇 | 平成二五・六・二五 | 平成二五・四・一六 |

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成25年6月4日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,680,187人
- 2 総数の50分の1の数 33,604人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 310,024人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

| 選挙区名 | 総数(人) | 3分の1の数(人) |
|------|---------|-----------|
| 岐阜市 | 334,625 | 111,542 |
| 大垣市 | 145,337 | 48,446 |
| 高山市 | 76,102 | 25,368 |
| 多治見市 | 93,243 | 31,081 |
| 関市 | 73,844 | 24,615 |
| 中津川市 | 66,898 | 22,300 |

| | | |
|-------|---------|--------|
| 兼濃市 | 18,652 | 6,218 |
| 瑞浪市 | 31,873 | 10,625 |
| 羽島市 | 54,375 | 18,125 |
| 恵那市 | 44,253 | 14,751 |
| 美濃加茂市 | 40,351 | 13,451 |
| 士岐市 | 49,608 | 16,536 |
| 各務原市 | 117,994 | 39,332 |
| 可児市 | 93,327 | 31,109 |
| 山県市 | 23,967 | 7,989 |
| 瑞穂市 | 39,734 | 13,245 |
| 飛騨市 | 22,101 | 7,367 |
| 本巣市 | 42,412 | 14,138 |
| 郡上市 | 37,241 | 12,414 |
| 下呂市 | 29,683 | 9,895 |
| 海津市 | 30,944 | 10,315 |
| 羽島郡 | 36,673 | 12,225 |
| 養老郡 | 25,845 | 8,615 |
| 不破郡 | 29,164 | 9,722 |
| 安八郡 | 19,726 | 6,576 |
| 揖斐郡 | 58,112 | 19,371 |
| 加茂郡 | 44,103 | 14,701 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

ついでに告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 |
|--------------|--------|----------|---------------|--------------------------|
| 日本維新の会岐阜県総支部 | 藤井孝男 | 河合弘志 | 美濃加茂市西町2 24 1 | |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その
異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|------------|------------|---------------|--------------|
| 自由民主党揖斐川支部 | 代表者 | 林 幹夫 | 坪井重憲 |
| | 会計責任者 | 林 幹夫 | 坪井重憲 |
| 自由民主党坂内支部 | 主たる事務所の所在地 | 揖斐郡揖斐川町北方1300 | 揖斐郡揖斐川町雁永715 |
| | 代表者 | 丸山周治 | 山口好文 |
| 自由民主党坂内支部 | 会計責任者 | 丸山周治 | 山口好文 |

| 自由民主党七宗町支部 | 宗 渡 辺 良 明 | 加 藤 武 久 |
|----------------|---------------------|----------------------------|
| 主たる事務所所在地 | 揖斐郡揖斐川町坂内坂本1162 2 | 揖斐郡揖斐川町坂内坂本3442 |
| 代表者 | 渡辺良明 | 加藤武久 |
| 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| 大陽の党岐阜県選挙区第一支部 | 衆議院議員 | 衆議院議員 |
| 日本維新の会第4選挙区支部 | 日本維新の会衆議院岐阜県第4選挙区支部 | 日本維新の会衆議院岐阜県第4支部 |
| 日本維新の会衆議院選挙区支部 | 日本維新の会衆議院選挙区支部 | 日本維新の会衆議院選挙区支部 |
| 民主党岐阜県第2区支部 | 民主党岐阜県第2区支部 | 民主党岐阜県第2区支部 |
| 民主党岐阜県第4区支部 | 民主党岐阜県第4区支部 | 民主党岐阜県第4区支部 |
| 岐阜県柔道整復師連盟 | 鹿野道郎 | 橋本佳幸 |
| 国枝慎太郎後援会 | 檀本卓朗 | 杉原常男 |

| | | | |
|--------------------------|-----------------|--|---|
| 全国たばこ販売 政治連盟岐阜県 支部 | 代 表 者 | 杉 原 實 | 河 村 恭 輔 |
| 土屋まさよし後 援会 | 会 計 責 任 者 | 土 屋 貴 嗣 | 安 田 昇 |
| 土屋まさよしを 育てる会 | 主たる事務所の所 在 地 | 関市富之保4435 | 関市平賀町 8 111 |
| 名古屋税理士政 治連盟岐阜南支 部 | 会 計 責 任 者 | 土 屋 貴 嗣 | 安 田 昇 |
| 白山会 | 主たる事務所の所 在 地 | 関市富之保4435 | 関市平賀町 8 111 |
| | 代 表 者 | 花 村 孝 行 | 松 岡 滋 |
| | 会 計 責 任 者 | 羽 島 市 福 寿 町 本 郷 66 4 13 | 羽 島 市 福 寿 町 間 島 9 69 2 |
| | 主たる事務所 の所在地 | 法第19条の7第1項 議院議員関係政治 団体 法第1号に於ける 政治団体かつ 法第19条の係 属政治団体 法第2号に於 ける政治団体 | 国会議員関係政治 団体 国会議員関係政治 団体以外の政治 団体 |

| | |
|--------------------------|------------------|
| 山田良司後援会 | |
| (公職の種類) | 参議院議員 |
| 公職の候補者の 氏名及び公職の 種類 | 山 田 良 司 参議院議員 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体候補者が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 | 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 | 当該政党の支部を支部とする名称 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示 |
|---------|---------|----------|----------------|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------------------|
| 大前武憲後援会 | 田 口 祐 司 | 長谷部 益 大 | 下呂市金山町祖師野505 | 平成25年 5月12日 | | | |
| 真谷碩後援会 | 真 谷 碩 | 榊 間 元 宏 | 岐阜市美江寺町 2 5 | 平成25年 5月10日 | | | |
| 吉川進後援会 | 吉 川 進 | 加 野 信 二 | 揖斐郡大野町西方424 12 | 平成24年 12月28日 | | | |

以上、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定

| | | | | |
|-----------|-------------|------------|-----------|-----------|
| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体名 | 異動事項 | 新 | 旧 |
| 土屋 雅彦 | 土屋まさよしを層てる会 | 主たる事務所の所在地 | 関市富之保4435 | 関市平賀町8 11 |
| 山田 良司 | 山田良司後援会 | 公職の種類 | 参議院議員 | 衆議院議員 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------------|--------|
| 届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |
| 真谷 碩 | 各務原市議会議員 | 真谷碩後援会 | 岐阜市美江寺町2 5 | 真谷 碩 |
| 吉川 進 | 大野町議会議員 | 吉川進後援会 | 揖斐郡大野町西万424 12 | 吉川 進 |

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

| | | | |
|-------|-------------------------------------|----------------------|--------------------|
| 市町村名 | 施設の名 称 | 所 在 地 | 収容人員 |
| 各務原市 | 各務原市鷺沼西町交流館 ・集会室 ・和室1 ・和室2 | 各務原市鷺沼西町1丁目93 1番地 | 120人 15人 15人 |
| 飛 騨 市 | 飛騨市文書館 聴いの部屋 | 飛騨市河合町稲越2877番地 1 | 70人 |

岐阜県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

| | | | |
|-------|------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 市町村名 | 施設の名 称 | 所 在 地 | 収容人員 |
| 恵 那 市 | 恵那市藤多目的研修センター 公孫樹会館 | 恵那市武並町藤1712番地6 恵那市山岡町釜屋684番地 1 | 100人 70人 |

岐阜県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取

消しをしたので、その旨告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
|--------|---|------------|---|---|
| 山県市美山荘 | | 山県市笹賀901番地 | | |

岐阜県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
|----------------------|---|----------------|---|---|
| 介護付有料老人ホーム太平洋生業館 | | 多治見市太平町3丁目15番地 | | |
| 社会福祉法人同朋会 養護老人ホーム美山荘 | | 山県市笹賀901番地 | | |

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年五月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワークセンターいちい
- 三 代表者の氏名 志水 利保
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞浪市陶町水上六六九番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人あるいは障害はなくとも何らかの援助を必要とする人に対して、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス事業の経営及び日常生活支援に関する事業を行い、その福祉の向上と自立を図るとともに、地域の中で普通に暮らせる社会実現に寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 県有施設利用予約システム再構築及び運用維持管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成25年 5月 2日
- 4 落札者を決定した日 平成25年 6月12日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 田中 靖哲
- 6 落札金額 48,783,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部人づくり文化課
(2) 所 在 地 岐阜市飯田南2丁目1番1号

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | | 工事完了年月日 |
|----------|-----------|-----------|---------|
| | 田 島 地 区 | 小坂第一地区 | |
| ため池等整備事業 | 平成二五・三・二五 | 平成二五・一・三一 | |

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所
- 二 作業種類 公共測量（航空レーザー）
- 三 作業期間 平成二十五年六月五日から
同 二十六年三月二十八日まで
- 四 作業地域 岐阜市、関市、美濃市、美濃加茂市、山県市、郡上市、加茂郡富加町及び川辺町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 池田町
- 二 作業種類 公共測量（数値地図修正）
- 三 作業期間 平成二十五年五月十五日から
同 二十六年三月二十日まで
- 四 作業地域 池田町

平成二十五年六月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社